

上昇気流

2012年 新年号 vol. 40



(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <http://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : taxplan@mbox.kyoto-inet.or.jp

【目次】

- I 新年のご挨拶
- II 社員紹介
- III 23年活動報告
- IV 税制改正・東日本大震災に係る税額控除
- V お客様紹介など

絆

皆様のご健康とご多幸をお祈り致します。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2012.1.1

2012年 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年3月11日の東日本大震災以来、日本人の思いも、変わったような気がします。

特に「絆」という言葉をよく耳にします。

ライオンズクラブにおいても、船井総研の小山会長のお話にも、よく出てくる言葉です。

「被災以降、被災者はみんな一人ぼっちじゃない、みんな繋がっている。」そんなメッセージが込められているように思います。

そして、日本全国、全世界から、被災者の方々に善意が集まっています。

私たちも、お客様との「絆」をもう一段太くしなければなりません。

「上昇気流を送っているお客様」から「相談に来ていただくお客様」そして「経理を任せていただくお客様」「お願ひを聞いていただけるお客様」ついには「谷事務所のファンであるお客様」へと、「絆」を太くしていきたいと思っています。

そのために、今年も多くの活動を通して、お客様に感動していただきたいと思っています。

今年も、応援よろしくお願ひします。



税理士 谷 明 憲



今年もよろしくお願ひ申し上げます



税理士紹介

新入社員紹介



長年のサラリーマン生活から一念発起し、昨年税理士登録まで辿り着きました。まだまだ道半ば。これからも努力精進し、一人前の税理士になって皆様のお役に立てるよう頑張ります。

山元 陽一郎



当事務所でお世話になって3ヶ月が経ちました。明るく向上心を持って仕事に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

秋森 功一



お客様のニーズに素早く対応できるよう経験と知識を身に付け、常に向上心を持って業務に取り組んでまいります。よろしくお願い致します。

松山 朝子

活動報告

こくきん（日本政策金融公庫 国民生活事業）「年末一日相談会」

現在の厳しい景況の中、日本政策金融公庫国民生活事業と提携して「一日相談会」を開催し、資金繰り・資金調達にお困りの事業主さまへ融資のご紹介をさせていただきました。

開催日：11月16日（水）

場 所：谷税理士法人事務所3F会議室

相談員：日本政策金融公庫 京都支店 国民生活事業 融資相談担当

今年度の実績は 4件 3,800万円 となっています。（借入予定者含む）

参加していただくメリットとして

- ①参加後の相談などは、国金の担当者が事業先を訪問、または谷税理士法人の事務所を借りて相談場所を設けることができる。
- ②谷税理士法人を介しての融資なので、必要書類等の用意や質問、相談等、安心して進めることができる。

以上のことが挙げられます。

少しでも事業主様が安心してご融資の計画が進められるよう、当事務所も一層バックアップして参ります。



資金調達をお考えの方、資金繰りにお困りの方等ご融資をご希望の方は、上記相談会以外でも随時相談を受け付けておりますので、お気軽にお尋ねください。



T&D
T&D保険グループ

長くつづく会社が多い国は、
いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。 **DAIDO** 大同生命

京都税理士共済支社/京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 TEL 075-256-7102

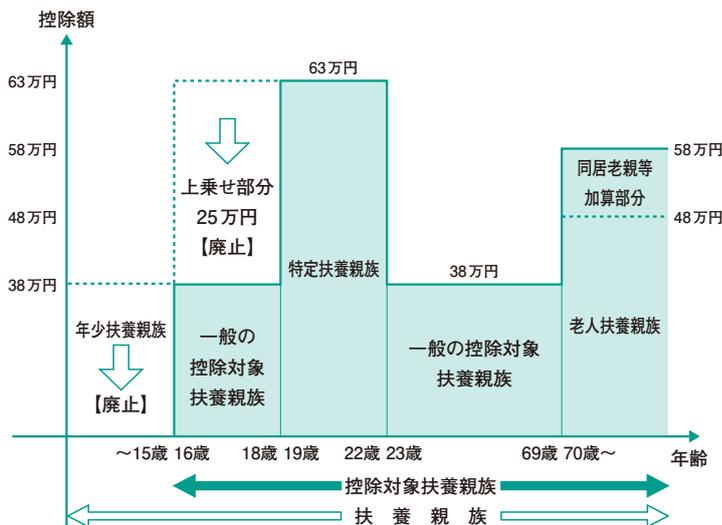
平成23年分の確定申告のご案内

平成22年度の所得税の改正事項のうち平成23年分の所得税から適用される主なもの

[扶養控除等の改正]

- (1) 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。
- (3) 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前40万円）に引き上げられました。

●扶養控除の改正の概要



○改正後の扶養控除

区 分	控 除 額	
一般の控除対象扶養親族	380,000円	
特定扶養親族	630,000円	
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円
	同居老親等	580,000円

○改正後の障害者控除

区 分	控 除 額	
	本 人	控除対象配偶者 又は扶養親族
障害者	270,000円	
特別障害者	400,000円	
同居特別障害者		750,000円

(注) 障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。

つながる、生まれる、
地域の絆

京都信用金庫は、人と人、企業と企業の絆を育む…
そんなコミュニティ・バンクをめざし努力してまいります。

地域とともに コミュニティバンク

京都信用金庫

長岡支店 TEL951-6161
滝ノ町支店 TEL955-7022
円明寺支店 TEL957-6161
向日支店 TEL934-0011

一緒にうれしい
On Your Side

みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫があります。

京都中央信用金庫

向日町支店	長岡支店
向陽小学校横 ☎(921)5391 FAX(934)6879	イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196
今里支店	東向日支店
今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074	阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990

谷さん!! 義援金を支払ったんだけどどうすればいいの?

確定申告を前に今回の東日本大震災の被災者の方に対して個人で義援金をされた方も多いのではないのでしょうか。そこで義援金を支払われたあとのことについてご紹介いたします。

個人が義援金等を寄附した場合

個人が義援金等を寄附した場合、その義援金等が税務上の「特定寄附金」に該当すると所得税の「寄附金控除」の対象になります。

1. 寄附金控除の対象となる義援金等には次のようなものが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る義援金等として平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間内に国又は地方公共団体に直接寄附した義援金等
 - (2) 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金や新聞・テレビなどの報道機関等に対して寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
 - (3) 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
 - (4) 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
 - (5) 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し国税局長の確認を受けたものに限りです。）
 - (6) 上記(1)から(5)以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が募金団体を通じて最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが、新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかであるもの
- また、上記(4)及び(5)の義援金等は「特定震災指定寄附金」として「寄附金控除(所得控除)」と「税額控除」の選択適用を受けることもできます。

2. 控除を受けるための手続き

寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書(サラリーマンも申告必要)に、義援金等を寄附したことを確認できる書類を添付して提出するか、または提出の際提示する必要があります。

「確認できる書類」には、例えば国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証などが該当します。

※日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合に郵便局で受け取る半券(受領書)も認められます。

但し、街角の募金箱にされた募金に関しては残念ながら控除を受けることはできません。



詳しくは谷税理士法人の各担当者までお問い合わせください。

**仕訳が判らなくても帳簿付けができる。
だから私はこれを勧めています!**

安心・快適 顧問先支援ツール

db 上手くん dbNLseries

ICSの顧問先支援ソフト『上手くんdbNLシリーズ』は、仕訳作業が苦手な顧問先様でも安心してご利用いただけますよう、日付・摘要・金額を入力するだけで仕訳が作成でき、判らない仕訳があった場合でも専用科目を選ぶだけで仕訳処理が進められる経理ソフトや、タイムレコーダーのデータを取り込み、処理の高速性が格段に向上する給与ソフトなど、初めてご利用いただく方も安心してご利用いただける顧問先支援ソフトです。



日本ICS株式会社 京都営業所

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338
京都四条河原町ビル9F ☎ 075(371)6315

H23年度税制改正はこうなった!

いまだかつてないくらいに混乱が続いていた平成23年度（2011年度）税制改正でしたが、従来の税制改正案より法人税の改正が行われます。所得税と相続税については平成24年度税制改正以降に先送りとなりました。また、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別税が課されることになりました。

I. 法人税法の改正

(1) 税率の引き下げ

普通法人の場合は下記のように税率が引き下げになります。

法人の区分		現 行	改正後
普通法人	下記以外(大法人等)	30%	25.5%
	中小法人の年800万円以下	22% (18%)	19% (15%)

※年800万円以下の軽減税率(カッコ書き)については
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの開始事業年度に適用

(2) 欠損金等の繰越控除の見直し

- ①資本金1億円超の法人については、欠損金の繰越控除額が、**欠損控除前の所得のうち8割を限度**とする。
- ②繰越期間を現行の**7年から9年に延長**する（平成20年4月1日以降に終了した事業年度で生じた欠損金額から適用）

II. 復興増税の内容とスケジュール

〈1〉復興特別所得税	2013年1月より(H25年)	所得税額の 2.1%	25年間
〈2〉復興特別法人税	2012年4月より(H24年)	法人税額の 10%	3年間
〈3〉復興特別住民税	2014年6月より(H26年)	年 1000円 上乘せ	10年間

相続税相談会開催中!!!

相続対策には、節税対策、納税資金対策、遺産分割対策があります。
私たちは、すべての資産内容を把握し、スムーズに次世代に資産を継承していくために、最適な相続対策をご提案させていただきます。ご遠慮なくご相談ください。

愛する人のために

谷川俊太郎

保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、パソコンの便利さもありません。けれど目に見えぬこの商品には、人間の血が通っています。人間の未来への切ない望みがこめられています。愛情をお金であがなうことはできません。けれどお金に、愛情をこめることはできます。生命をふきこむことはできます。もし愛する人のために、お金が使われるなら。

日本生命

ずっと支える。もっと役立つ。  **日本生命**
NISSAY

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四条柳馬場ビル7F
Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/井口・蒔田

収納サービス『COM』

整理収納サービスとは…

ご家庭にうかがい、整理・収納に関する悩みをお聞きしながら、お客様にあったスタイルの整理収納を見つけ、すすめていくサービスです。

散らかっているものを片付けるだけでなく、お客様が続けていける**あなただけの**整理収納を、一緒に考えながらお客様と二人三脚で整理収納をすすめていきます。



before...



after!



before...



after!

お問合せは
携帯または
ブログまで

収納サービス『COM』

向日市上植野町切ノ口24番地の5（有限会社 吉川工務店内）
TEL.090-8167-9392（吉川裕子携帯）
<http://yskw.at.webry.info/>（収納サービス『COM』ブログ）



谷税理士法人
TANI Licensed Tax Accountant Corporation

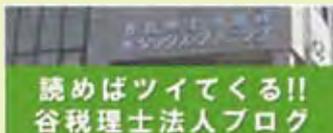
谷税理士法人のホームページもご覧下さい!

つぎは
ウェブで!

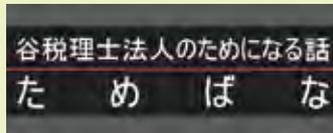
京都 税理士

検索

ホームページ <http://www.tax-plan.ne.jp/>
E-mail taxplan@mbox.kyoto-net.or.jp



税理士の日々の思い



職員の朝のスピーチ集



職員のつぶやき

谷税理士法人は

日本プロバスケットボールチーム **京都ハンナリーズ**

を応援しています。